

京都府関係課との意見交換会 議事要旨

日 時 令和元年8月28日(水) 10時00分～11時00分

場 所 ルビノ京都堀川 会議室 「松」

出席者（敬称略）

京都府

一般社団法人京都電業協会

建設交通部

指導検査課 入札制度・建設業担当課長

堀本 恒秀

会 長 木下 博之

同 営繕課 課長

関口 眞

副会長 小滝 寛、山科 隆雄

同 営繕課 建築設備担当課長

北川 隆一

進藤 久和

同 営繕課 建設設備管理担当 主幹

大継 明

常任理事 佐伯 祐左、山本 利廣

同 住宅課 建設担当課長補佐

廣瀬 孔

五島 幹也、小野 俊輔

教育庁 管理部管理課 設備担当副課長

大杉 和士

田中 繁信

専務理事 小林 章一

理 事 岡崎 満、神山 円三

高田 政孝、堀 智章

松本 芳弘、森 政博

事務局 齋藤 順

（司会者 一般社団法人京都電業協会 常任理事 佐伯祐左）

1. 京都電業協会挨拶

会長 木下 博之

2. 京都府挨拶

建設交通部 営繕課長 関口 眞

3. 京都電業協会からの質問・要望事項

(1) ご発注に関する事項について

（協会から）

- ① 景気の変動に関わらず、一定数の発注を維持して頂き、発注時期についても偏りのないようお願いしたい。
- ② 今年度および次年度以降の主な電気設備工事の発注予定をお聞かせ願いたい。

（京都府から）

- ① 発注の際、出来る限り分離発注、適切な工区割りを検討するとともに、14か月予算で対応することにより、工事発注量の確保ならびに発注時期の偏りのないよう努めている。
- ② 主な発注予定については次の通り。発注見通しをホームページ上で4半期ごとに更新しているので、閲覧願いたい。

〔土木施設関係〕

- 道路照明、道路情報表示装置、トンネル照明設備等の改修

〔営繕課関係〕

- 府庁新行政棟・文化庁移転施設整備(本年度:実施設計)
- 洛南病院 建替整備事業(本年度:基本設計)

〔住宅課関係〕

- 新築 芥子谷団地第2期建設工事
- 電気容量改修…洛西竹の里、洛西西境谷団地

〔教育庁(高等学校・支援学校)関係〕

- 空調設備改修に伴う電気工事
- 新築 南部地域新設特別支援学校校舎

(2) 地元本店企業の育成について

(協会から)

- ① 大規模工事や、発電所施設や上下水道施設などの「プラント工事」についても受注機会を多数得られることを願っている。大規模工事においては、「工区発注、工種別の発注等、工事の細分化」による分離発注や、地元企業JVのご採用をお願いしたい。
- ② 施工実績要件の緩和をお願いしたい。具体的には「一定以上の延床面積の実績を求める縛り」の緩和、発電所施設や上下水道施設等の「プラント工事」における電気設備の施工実績要件の緩和をお願いしたい。
- ③ 施工実績要件に加え「総合点」も要件としている入札案件について、総合点(要求点数)の緩和をお願いしたい。

(京都府から)

- ① 公契約大綱により、原則として府内本店企業へ発注することと定めており、今後もWTO対象案件や特殊工事を除き府内発注に努めていく。また、府発注工事の下請負についても府内企業への発注を促している。
- ② 施工実績要件は、大規模工事や特殊技術を要する工事の場合に付しており、水道・通信設備等の性能が求められる「ライフライン」については、工事品質を確保する必要があるため施工実績を求めている。また、総合点の設定は発注担当課が検討し、入札運用委員会が決定している。早期の変更は困難であるが、業界からの要望があったことを他の部局に伝えておく。

(3) 工事資材の府内調達について

(協会から)

- ① 公契約大綱「資材の府内調達」の現状の運用実態（元請業者の遵守実態、発注者の指導監督内容など）、将来の運用見通しについて、お考えをお聞かせ願いたい。

（京都府から）

- ① 原則として、工事に使用するすべての資材について府内事業者から優先調達することを明記している。総合評価方式一般競争入札の場合には、府内調達にかかる評価項目を設け、要求水準を満たしたら加点している。また、入札時に府内調達と申請しながら、落札後に府内調達をしないと申し出があった場合は請負業者へ府内調達を促し、結果、府内調達をしなかった場合は工事成績評価を減点する取扱いとしている。なお、総合評価競争入札で指定資材を府内で調達した場合に加点評価するものであり、府内調達を指定する趣旨ではない点をご理解願いたい。
- ② 入札ごとに府内調達に関する記載情報に差が生じたことについては、他の発注部に情報提供し、記載内容のばらつきを小さくする取組を考えていきたい。

（4）電気設備工事特有の商慣習について〔設備・資材の調達と下請次数への影響〕

（協会から）

- ① 私達は、工事施工の際に重層下請が生じないよう、日頃より下請業者の保護に注意して取り組んでいる。しかしながら、電気設備工事においては、製造業者主導による商慣行の影響により、元請施工業者の責めによらない重層下請が起きる危険性を抱えている。工事成績評価の際には特段のご配慮をお願いしたい。
- ② 電気設備工事では、現場施工を要する資材購入の際に、製造業者が施工業者を指定したり、販売代理店の指定（販売ルートの特定）を行う商慣習があり、下請次数が膨らむ影響を懸念している。

（京都府から）

- ① 下請負人保護の観点から重層下請を認めないために、電気工事においては2次下請までに制限している。
- ② 下請が2次を超えそうな場合は、案件ごとに相談願いたい。

（5）低入札対策について

（協会から）

- ① 現在、予定価格が1億円未満の工事について「最低制限価格制度」が採用されているが、政府調達協定(WTO)対象とならない工事については、最低制限価格制度の適用範囲の拡大をお願いしたい。
また、低入札調査を経て契約に至った案件が存在しているが、アンチダンピング

対策として「低入札は即失格」にして頂きたい。

- ② 総合評価方式競争入札において、「低入札価格調査制度」が採用される事例が見受けられるが、「最低制限価格制度」を採用されない理由をお聞かせ頂きたい。

(京都府から)

- ① 地方自治法の規定により、総合評価競争入札において最低制限価格を設定することは認められていない。ダンピング対策として、「失格基準価格」の設定または「低入札価格調査の厳格化対象基準」の設定によって不当な価格での契約を防止することとしており、本府においては厳格化調査を採用している。
- ③ 現行の総合評価競争入札では、入札参加申請の際、申請に「低入札価格調査に該当した場合の意向確認」欄を設けており、ダンピング防止に一定の効果を見込んでいる。

(6) 電気工事Ⅱ等級・Ⅲ等級の受注機会拡大について

(協会から)

- ① 電気工事のⅡ等級・Ⅲ等級業者が参加できる工事を増やして頂きたい。
- 一般建設業許可業者であっても、国家資格「電気工事施工管理技士」の有無により、業者の施工管理能力を推し量ることは可能と考えられる。Ⅱ等級業者が参加できる工事を、現行の1千万円未満から引き上げて頂きたい。

(京都府から)

- ① 予定価格1千万円未満の工事では、原則として工事場所の土木事務所管轄地域内のⅠ・Ⅱ等級企業を優先した指名競争入札の実施により、電気Ⅱ等級企業の入札参加機会が確保されるよう配慮している。
- なお、予定価格1千万円以上の工事については、入札参加業者の施工管理能力の他、経営事項審査や京都府の求める主観点による評価も求めているので電気Ⅰ等級に限定しており、見直す予定はない。

4. 閉会挨拶 京都電業協会 副会長 山科 隆雄